

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

朝、雪が降ってきて冬らしくなってきました。今回温泉の質問もありますが温泉の恋しい時期になってまいりましたので、ぜひ温泉についてはいい話を答弁いただきたいと思っております。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので質問を始めさせていただきます。今回、3点質問させていただきます。1点目は割石温泉の関係、2点目は市営住宅関係、3点目は外国人の方の関係について質問させていただきます。

1つ目ですが、割石温泉の営業についてということで伺います。内容は2点あります。定休日の変更をすることは考えていないかということと、2点目は市民の交流の場所、行政型の福祉拠点ということでお伺いをいたします。この2つにつきましては、平成25年12月の一般質問で、割石温泉の月曜日定休を火曜日に振り替えになる点について質問いたしました。令和2年3月には、令和2年度当初予算にある割石温泉を活用した共生型福祉拠点の整備についてということで質問いたしました。

それでは1点目のほうです。定休日の変更についてです。以前質問したものなんですけども、「割石温泉の定休日は月曜日になっています。ハッピーマンデーにより祝日が日にちから月曜日に移行いたしました。これにより年間10日程度が祝日や祝日の振替休日となりました。その影響で、月曜日を営業して翌火曜日を振替で休業にすると、火曜日は流葉温泉ニュートリノも定休日と決まっており、神岡町内の2施設が両方とも営業していない日が発生することになる。自宅の風呂がなく、銭湯代わりの利用も一定数あります。割石温泉と流葉温泉ニュートリノの同時休業が発生しないように、定休日設定の変更ができないか。」という質問をいたしました。その当時の答弁では、「地元の常連の方が多く、また、比較的高齢者の方の利用が多くなっており、この振替休館日の習慣が長きにわたり定着しているため、この制度について受け入れられている方も多いためと思われましても、議員ご指摘のような要望もあることから、祝日の月曜日を休館とすることについてなどの調査を行い、利用される方々の声を聞いて柔軟に対応したい。」という答弁がありました。その再質問では、「ここは観光施設ではないので、条例上でも老人福祉施設と明確になっている。飛騨市の老人の健康増進福祉施設ですから、1週間の平均を見ても祝日で利用が特に増加しているでもない。観光利用よりも常連の方の利用が多いと分かる。どのような方法で声を聞いていくのか。」と聞きました。答弁では、「割石温泉の窓口でご利用いただいた方に今ほど、月曜日を休館することに対するお考えを直接聞いていく。」との答弁がありました。その後、定休日を変更するという話も消えていましたが、最近になりまして、「火曜日の振替休業について何気なく行ったら、振替休業だった。」と。「ほかの曜日に固定できないのか。」という声が出てまいりました。

前回の質問から11年たっております。公共施設の月曜日定休は多いんですけども、これにこだわる必要はもうないのではないかなというふうに思っております。利用者が、この日は定休日と分かりやすくしていくべきだと思っております。ほかの入浴施設との調整もあると思われましても、運営の委託事業者や清掃業務の委託事業者との調整とかもあると思っております。人手不足のこの時期に定休日を変更するというので、いろいろな調整・作業が増大すると考えられますが、常

連の利用者目線で見えて考えて、定休日を水曜日や木曜日に変更して、年末年始、大型連休などの連休時は別として、祝日でも定休日を休業とする方向で考えていくことはできませんか。参考までに令和6年の祝日は、水曜日は3月20日の1回、木曜日はゼロ回でした。

2点目です。市民の交流の場所、共生型の福祉拠点とはということです。7月1日、直営の運営から委託方式の運営へと移行しております。ロビーをはじめ模様替えを行い、キッズスペースもでき、子供の絵本や子供のおもちゃ、塗り絵コーナーなど子供が楽しめる工夫もされております。囲碁や将棋、オセロ、ジェンガ、マージャンなどいろいろな娯楽用品もそろえてあり、認知症予防のグッズもそろえて置いてあります。食事が食べられなかった割石温泉にも土曜日の昼ときにはご飯物の販売が始まり、カップラーメンや菓子パンの販売も今あります。火曜日はマッサージ関係のことが行われ、金曜日は幼児向けの「えいごであそぼう」というものが始まっております。また、子供専用ポイントカードも始まり、ポイントが貯まると好きなおもちゃがもらえます。新たな取り組みが始まり、子供と一緒に温泉に来て親がゆっくりできるように工夫がされています。同時に直営の委託方式ですが、集客に力を入れていることが伺えます。新型コロナウイルス感染症が始まった年の令和2年度に市民の交流の場所、共生型の福祉拠点整備が予算化されました。そのときの質問では、「温泉を核とし、ほかの機能も拡充し、子供からお年寄りまでの多世代が交流できる共生型の福祉拠点として整備や幅広い活用を模索するとあるが、全世代が利用しやすい整備についてどのような考えを持って検討するのか。」と質問し、答弁では、「面白いことに、子供の数が横ばいから少し上向きだと。今どき子供が増えている。子供の遊ぶ場所が少ない。雪の降っている寒いときというのは遊ぶところが全くない。高齢者の方が日々銭湯のような形で集まって楽しむというような使い方をされており、介護予防で考えると、これは非常にいい役割を果たしている。全部かけ合わせて、割石温泉の中で実現してみたいというのができるのではないかと考えた。市民の皆さんが持っている今申し上げた課題を、割石温泉を舞台にしてやろうとすると、どんなことが考えられるのかというようなことを市民、有識者を交えて、今年大いに議論していきたい。」という答弁がありました。この後、新型コロナウイルス感染症の関係で大変な時期になりましたが、たしか予算の不用額としては上がってこなかったと記憶しております。この先、飛驒古川駅東に全天候型の子供の遊び場の建設が民間の事業として予定されておりますが、冬季間は神岡町からは雪の峠越えがあります。4年前に子供の遊び場などを含め検討するとのことでしたが、どのような結論に結びついたのかお答えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

野村市民福祉部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

割石温泉の営業についてのご質問ですが、まず、1点目の定休日の変更についてお答えします。

老人福祉センター割石温泉の窓口受付業務等については、令和6年7月1日より「特定非営利活動法人けいちゃん」に委託しており、現在、ご利用者の方に対して趣向を凝らした様々なサー

ビスを展開いただいております。その中で利用者の声を聞き取るアンケート箱を設置されており、「Mプラザ流葉温泉と休館日が同じになることがあるため、変更を検討してほしい。」というご意見があったと伺っております。令和6年度においても月曜日が国民の祝日となる日が年間10日間あり、現行のままであると次年度も1か月に1日はそういった日が想定されています。

そこで、割石温泉における年間の曜日ごとの利用者状況を確認したところ、日曜日が最も利用が多い曜日でしたが、水曜日、木曜日、金曜日が大差なく少ない状況で、休館日の清掃事業者と調整により水曜日に定休日を固定するという結論に至りました。休館日の変更については、施行規則の改正、委託している清掃事業者等の関係機関との調整、現在のご利用者の方への周知を丁寧に行う観点から、令和7年4月から実施したいと考えているところであります。

次に、2点目の市民の交流の場所、共生型の福祉拠点整備についてお答えします。

割石温泉の活用については、令和2年度に地元区、シニアクラブ、介護サービス事業所、市の担当部署を交え、割石温泉利用活用検討会、さらに全天候型子供の遊び場検討の分科会も含め3回開催いたしました。ここでは、温泉を核とし、裏手にある新館も活用しながら遊具常設のキッズコーナーや休憩・交流スペースを設置することや、シニア世代によるペタンク教室、基準緩和デイサービスの体操実施など多目的に利用いただけるような案をご検討いただいたところです。

しかし、子供の遊び場については分科会で改めて実施した保護者アンケートにおいて、神岡地区の設置場所としては市街地を求める声が多いことや、若いお母さんはメイクのこともあって、お風呂に行き子供を遊ばせるという需要があまりないことが分かり、旧神岡保育園にある神岡子育て支援センターに遊び場としての機能を保持させることで問題ないという結論に至りました。

結果として、割石温泉は共生型福祉拠点として整備するという形の結論は得られませんでした。委託事業者によるノウハウやレクリエーション事業にお願いする形で、市民交流の場としての活用を図っていきたいと考えております。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

○11番（前川文博）

1点目、2点目の答弁をいただきました。休日については利用者のアンケートを取られての変更で、水曜日に固定ということですので、これはいいのではないかなと思います。Mプラザのほうにも電話が入って、そっちが変更できないのかという問い合わせも1件、2件あったということも聞いておりますし、やはり分かりやすい休日設定というものがいいと思います。11年前の一般質問のときには「サウナができないのか。」なんていう質問まで入れていたんですけど、これは無理だということは分かっておりますので、それはそれで置いておきます。

2点目の福祉の関係で、こちらのほうも地元で協議をされた。コロナ禍でいろいろとこの年からは忙しくて、報告ということを私たちも受けていなかったような気がしたので、あえてどのような状況になったのかということでも聞かせていただきました。今の神岡子育て支援センターで問題ないということで、利用者の方がそれでいいということですし、新しい委託事業者のほうで子供を連れてきて、親まで利用してもらおうということでの集客に努めていらっしゃると思いますので、その辺をうまく活用方法も検討していただいて、もっと人が訪れやすいような利用方法も事業者のほうでいろいろと考えてくると思うんですが、いろいろと提案されてくれば、市では大体許可できるような範囲ということではいけそうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

その提案が、我々が目指しております目的と合致して、市民に喜んでいただけるようなことでしたらどんどんやっていただきたいと考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。そのように進めて、入りやすい割石温泉をつくっていただきたいと思います。

それでは2点目に入ります。市営住宅についてということで2点あります。家賃設定の見直しについて。2点目、原則2人の連帯保証人についてということで伺います。

市が管理している飛騨市市営住宅、これには公営住宅、特定住宅、特定公共賃貸住宅、地域優良賃貸住宅など住宅の種類も複数あります。複数あるということで家賃の設定も安いところでは7,000円から、一番高くなると8万3,400円までと幅が広い設定となっております。そこで1点目、家賃設定の見直しについてということで伺います。今、物価が高騰しているために賃金が上昇しているというのがあります。岐阜県も最低賃金が今1,000円を超えて1,001円になっております。週20時間の労働をすると、社会保険や税法上の壁にぶつかってしまう時代となってしまいました。今、税法上の103万円の壁も見直しをされるようですが、それに伴い106万円とか130万円とかいろいろ壁があるということも出てきております。今後こういったことも議論されていくことになるとは思います。この公営住宅の家賃の仕組みも所得と連動して決まっていっております。給料が上昇すれば、当然家賃の上昇にもつながってまいります。所得が上がることによって、入居基準を超えてしまうという可能性も出てくるのではないかと思います。今は物価高騰対策としての賃金の上昇が求められて上がっているという状況になっています。物価の上昇を追うように賃金の上昇が始まっておりますが、先ほども申したように、いろいろな所得金額の壁が存在してまいります。例えば子育てなどの支援にも所得基準があったりとか、この先、次々とこういう所得基準という問題点が出てくると思っております。物価高騰に対するために賃金を上げて、控除される金額や負担する金額が連動して上がると実質的な手取りが減り、可処分所得が減少に転じてしまうと思っております。ますます生活が苦しくなるのではないのでしょうか。基礎年金も30%の底上げなどの話が出てきております。公営住宅については国土交通省で定めた金額がベースになっておりますが、実質的な可処分所得が増加しない現状の中、公営住宅も翌々年の家賃に反映されると、総所得は増えたものの生活は以前より苦しくなるのが予想されます。国が決めているため市が独自に見直すことはできないかもしれませんが、時限的な特例をつくるか、国に訴えていくとか、経過的な措置みたいなもので対応することができないかをお伺いいたします。

2点目、原則2人の連帯保証人についてです。市営住宅の入居資格には、主に住宅に困っていることが要件にあります。住宅以外の建物もしくは場所に居住し、または保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している。ほかの世帯と同居して著しく生活上の不便を受けているなど、生活困窮者の受け入れの住宅でもあります。親族がいないなど、連帯保証人を探すことも不可能な方があると考えられます。民間の賃貸住宅ですと保証会社を利用したりしておりますが、年間の保証料が発生し、生活困窮者にはさらに負担となります。公営住宅における連帯保証人の補償範囲と必要性について伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の家賃設定の見直しについてお答えします。

飛騨市が現在所有する市営住宅は、ほとんどが国の補助を受け建設されたもので、建設後の管理運営についても公営住宅法等の法律に基づき適正に行わなければなりません。市営住宅の家賃については、世帯の収入や住宅の広さ、建築年数等に応じて決められる応能応益家賃制度に基づいており、毎年入居者から申告される世帯収入額を基本として家賃を設定しております。この算定方法は全ての自治体で同一であり、飛騨市が独自で設定することや、法律に基づかない特例対応を行うことはできません。

今後、社会の変化に伴い国において公営住宅法等の法律が改正され、家賃算定の基準が変更となるような場合には、国の基準に従って速やかに対応してまいります。

次に、2点目の連帯保証人についてお答えします。

現在、市営住宅の入居に際しては、2人の連帯保証人が連署した請書の提出を求めています。連帯保証人は入居者が家賃を支払わない場合、同等の支払い義務を負い、市では義務の上限を12か月分の家賃相当額としております。連帯保証人の確保については、これまでも滞納に対する速やかな家賃徴収等において、一定の効果を有しております。

議員ご指摘のとおり、様々な事情により全ての入居希望者が連帯保証人を立てることは難しいことから、市では特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人を求めない特例を設けており、これまでに連帯保証人の確保が要因で入居ができなかったという事例はございません。

しかし、国からは改正民法の施行に伴い、公営住宅への入居に係る保証人の取り扱いについて、各自治体において十分検討を行うよう指導を受けており、市においては身寄りのない単身高齢者等が増加している現状も踏まえると、今後は保証人の確保は一層困難になることも懸念されております。

こうした現状や近隣自治体の状況等も勘案し、現在、連帯保証人の有無について検討を進めており、市営住宅関連条例の改正も含め、今年度中に対応策を取りまとめたいと考えております。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○11番（前川文博）

2点答弁いただきました。家賃設定については私も言いましたけど、国土交通省で決めているものがベースですのでできないということで、国のほうにはこういうことも今後出てくるのではないですかということをお話していただきたいなということで上げさせていただきました。

2点目の保証人なんですけども、今いろいろと話があって、一定の効果があるとかありましたが、改正民法の関係で、国のほうから自治体で検討をしてという話があって、今、保証人をどうするかということを含めた検討をしているという話でしたが、これは今後保証人をなくしていくというような考えなのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

保証人については特例という形で対応しておりますけども、やはり保証人をつけなければいけないということで、それが要因となって市営住宅に応募もしてこないような方もいるかもしれませんが、基本的に市の考えとしては、保証人はなくす方向で現在検討を進めております。

○11番（前川文博）

保証人をなくす方向だということで、独居の方とか、親族のいない方にとっては入りやすくなるのでいいと思うんですが、ここで保証人をどうするのという話をされていて出すのもおかしいんですけど、独居の方で保証人がつけられないよという方がいらっしゃって、住宅に入りました。例えば何かあって倒れたとかいろいろなことが起きたときに、どこかに連絡をするとか、そういったことについては何か考えていかれるんですか。保証人以外の対策ということで、その辺はどうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

入居が決定した際には緊急連絡先という形で、親族等の連絡先の届けをしてもらうようにできないかということは今検討しております。緊急時になかなか連絡が取れないと、例えば部屋の中で入居者が倒れていた事案とか、家賃を滞納したときに連絡を取りたいと思っても連絡が取れないという状況で問題になったこともありますので、そういった場合に対応できるようにしなければいけないということで、緊急連絡先の届け出というものをさせていただくように検討をしておるところでございます。

○11番（前川文博）

市営住宅のほうはそういうことで、入居しやすいとか、申し込みやすい状況になっていくのであればいいと思いますので、ぜひともこの先、家賃設定の働きかけをしていただきたいなと思います。

それでは3点目のほうに入らせていただきます。多文化共生についてということで3点お伺いをいたします。外国人労働者や技能実習生の日本語研修について。2点目、地域とのつながりはどう考えるか。3点目、発災時における外国人の避難についての3点です。

令和6年は元日の能登半島地震に始まり、8月8日の日向灘沖地震が発生。それに伴い、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。また、列島の各地では線状降水帯の発生が多くなり、日本列島に広がってきております。また、台風も過去に例を見ない大型で強いものになってきております。そんな中、人手不足により外国人の労働力に期待が高まっております。人数も増える傾向にあり、日本語の理解力による言葉の壁もあります。海を越えて働きにやってきた外国人と迎え入れる地域が、お互いに安心して気持ちよく暮らせるための施策が必要ではないかと思い、質問いたします。

1点目、外国人労働者や技能実習生の日本語研修についてです。飛騨市には200名弱の外国人の方が住民登録をされております。日本語能力を測る試験として、世界的にも有名な日本語能力試験があります。レベルはN5「基本的な日本語をある程度理解することができる」からN1「幅広い場面で使われる日本語を理解することができる」まで5段階となっております。技能実習生

の中にはN5の日本語能力で来日した方も多いと聞いております。企業によりN3レベル「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」までを取得できるように努めているところもあります。私も外国語は話すことができません。海外へ行けば苦勞することになるんだろうと思います。

そこで、日本語能力がまだ不十分な外国人労働者及び日本語能力の向上に意欲のある外国の方向けに日本語の勉強について、飛騨市の支援と内容、今後の展開についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

2点目です。地域とのつながりはどう考えるのかということです。例えばごみ出しや生活について出し方が汚いやできないという話も聞きますが、そうではなく分からないからできないというのが実態に近いようでした。私の近所の一軒家にも1年ほど外国人の方が1人で住まわっていたことがありました。会社の総務の方が付近を回り、迷惑をかけるからと挨拶をされていかれました。ある日、町内のごみステーションに青色の袋に可燃ごみが入って出してあった。また、別の日には他の袋で不燃物がなどいろいろありました。当然、収集業者は持っていきませんから、こちらの町内のほうで処理をいたしました。数回続きましたので一応総務担当の方に連絡したところ、「ごみの出し方は理解できないから、ごみは全部バスに乗せて事業所まで持ってくるように指導してあった。」ということでした。バスに乗せて持っていくということができなかったんですけど、私たちも知らないところへ行って、バスや列車でごみを持って会社へ来いと言われても恥ずかしいなというのも思うので、多分できないんだと思います。この方は町内会の行事にも参加され、懇親会にも参加して、ある程度話ができるレベルでしたのでかなりの日本語のレベルだったと思います。それでもこの状況でした。懇親会の際、出身国のことや文化の違いなど、いろいろ聞くことができました。ただ単にごみ出しができないからと目くじらを立てて言うのではなく、何が難しいのか、どんなところが自国と違っているのか、どうしたらできるようになるのかななどを一緒に考えてあげる姿勢が必要だと思います。そのためには、私たち日本人も外国人の文化を理解しようと歩み寄っていく姿勢も大事だと思います。

そのきっかけの1つとして、外国の人が自分をアピールするための機会づくり、場所が必要ではないでしょうか。また、外国人の方が自分の国や自分のことを発信できる体制。また、外国人も自分からいろいろなことができるまちづくりということ。また、小中学校では授業での交流の場をつくるなど、考えるといろいろなことができるのではないかと思います。また、これを行うには企業の協力も必要となってまいります。他国の文化では、休日や時間外にそんな活動をする文化がないと思います。でも、この日本、また今の飛騨市で安心して外国人の方が自分らしく生活していただくには、地域との交流をもって言葉を交わしていくこと、そして共に社会・町をつくっていくことが重要だと思います。例えば外国人のキーパーソンなどの方を見つけて、その方を活用してイベントや交流などの地域とのつながりをつくっていくことも必要ではないでしょうか。

3点目、発災時における外国人の避難についてです。災害発生時または災害が発生する恐れになったとき、避難指示が発令されます。6月には飛騨市の防災訓練がありました。私の地域でも外国人技能実習生の方が避難場所に来ましたが、会社で言われたので参加した雰囲気でした。何のために避難所に来たのか、避難所とは何なのか、何をしたらいいのか分からない状態。多分、

避難訓練というものが分からない状態だと思います。町内会に入っていないので町内の回覧板などは回ってきません。これは日本人の町内会に入っていない方も同じことなんですけども、8月25日に神岡町公民館で地域のボランティアによる「外国から来た人のための防災勉強会」というものがありました。私も参加することになり出てまいりましたが、参加者は全部で32名。内訳は外国人の方が11名、日本人の小学生が4名、日本人の大人が17名でした。第一部では防災基礎知識の講義、第二部は架空の町を想定した災害シミュレーションゲームを行いました。ゲームでは様々な災害に関する用語もあえて日本語で実施されましたが、外国人の方は何のことかさっぱり分からない状況で進んでいたと思います。土砂災害、大雨警報、台風接近、河川の氾濫など、はてなマークがいっぱいついた言葉を聞いておりました。

外国人労働力への期待が高まる中、命を守る防災についてどのように理解を深めてもらうのかも課題の1つであると考えます。そのためには、外国人の方だけを集めて防災について指導をするということでもなく、地域の日本人とも連携が必要になってくると思います。外国人にも必要な情報が届くよう、多言語発信や「やさしい日本語」での発信も必須です。こうした情報弱者を生まず、有事に地域の外国人と日本人が協力し合える関係をつくるための施策はどのように考えておられますか、お伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは、1点目の外国人労働者や技能実習生の日本語研修に関しましてお答えいたします。

現在、飛騨市で行っている支援といたしましては、「外国人技能実習生等雇用支援事業」と「生活文化相談員及び日本語学習事業」がございます。外国人技能実習生等雇用支援事業は、外国人技能実習生及び労働者を雇用する事業所の業務効率の改善を目的に、生活指導に伴う通訳派遣や事業所内で実施する日本語授業費用の一部を補助するもので、必要な経費の2分の1以内、1,000円未満切り捨てで、1日当たり1万円を限度に年間24回まで申請することができるもので、昨年は2事業所から申請がございました。

また、生活文化相談員及び日本語学習事業は、外国人材を雇用する市内事業所からの依頼で、市が委託している2名の外国人通訳の方と日本人通訳の方に、職場での通訳補助や飛騨市での生活における相談、翻訳業務日本語教室の開催等を支援いただいております。昨年は生活文化相談で7回、日本語学習で1事業者10回の利用がありました。

利用事業者からは、お互いに意思疎通が難しい中、間に入っていただきかみ砕いて説明していただけるので非常にありがたいというご意見を多数いただいておりますが、一方で、通訳者の皆さんが別の仕事を抱えながらの支援になるため、なかなか依頼されたタイミングで支援することが難しい場合もあるようです。

今後も人材不足対策として、外国人雇用を検討される企業が増えていくことが想定されますので、事業者と定期的に意見交換を行いながら、事業者、外国人技能実習生、労働者双方が求める支援対策を検討してまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは2点目のご質問、地域とのつながりをどう考えるかについてお答えをいたします。

議員ご発言のとおり、市内に居住される外国人の方々が、地域や住民と相互に関わりを持つ機会を創出していくことは大変重要なことと考えております。当市における外国人の数は、人口比で県内41位と最も少ないと言える状況ですが、県が実施する外国人住民数調査によれば、飛騨市の外国人人口は令和6年6月末時点で242人で、平成28年同時期の122人から8年間で約2倍と年々増加傾向にあります。また、242人中151人、約62%は市内での就労や技能実習のために居住をされております。人口減少下において労働人口が不足する中において、外国人材の確保は今後の本市にとっても重要な課題であり、同時に、外国人の方々が暮らしやすく、雇用されている企業等や地域の方々とうまく付き合っていける環境を整備する必要があります。

こうした中で、現在市内では地域住民の方々によって、外国人の方々と交流するための様々な取り組みが実施をされております。例を申し上げますと、日本語教室をはじめとして、母国の文化の紹介や料理を一緒に作って味わう会、茶道や着付けの体験、防災について学ぶ会やスキーや雪に親しむ会、地域イベントへの参加など、いずれも日本文化や慣習を学ぶだけではなく、参加者同士が交流でき、地域住民の参加も可能な機会として行われております。

市といたしましては、こうした民間の方々の活動を広げ、同様の取り組みが波及していくよう後方支援を行っていくことが重要であると考えております。このため、実際に取り組みを行っている方々のお声を踏まえ、新年度において、交流を目的とした会を催す際に必要となる経費の支援ですとか、学校や一般向けの講演会の開催など、多文化共生について学んでいただく機会を創出することを検討しております。こうした取り組みを行う中で、外国人の方々も主体となって行われるような取り組みが生まれることを期待しているところです。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、飛騨市在住外国人の避難についてお答えをします。

飛騨市内には、令和6年6月末現在で242名の外国人が居住しており、その出身国は多い順にベトナム、インドネシア、韓国、中国、フィリピンとなっております。その方たちの在留資格は、特別永住者、永住者、技能実習であり、特別永住者、永住者が約半数で、残りの半数が技能実習です。

御存じのとおり、永住者は基本的に日本人の配偶者か日本国内に10年以上在留し、かつ資産・技能を有することとされ、特別永住者はサンフランシスコ平和条約締結により日本国籍を喪失した韓国・北朝鮮・台湾出身の方です。これらの方は、既に地域社会とのコミュニティーを形成さ

れており、防災・避難等に関しては日本人と変わらない状況にあります。次に、技能実習の方は、事業所等に勤務され仕事時間以外はそれぞれのご自宅等に戻るわけですが、いずれの方々も事業所においてそれぞれの出身国に応じたコミュニティーを形成し、人と人とのつながりや地域とのつながりを維持しております。そのため、防災や避難に関して、事業所管内においては事業主等を通じて避難指示等の伝達をしていただくこととなります。事業主に対しては、事業を所管する部局において外国人労働者を雇用する事業主への指導啓発を行っております。

一方、居住地等では行政区長等から地域コミュニティーを通じて防災や避難に関して伝達することとなりますが、外国人居住者の実態について、必ずしも区役員が十分に把握できている状況とは言えません。このため、該当する外国人の方には、防災や避難に関していち早く情報を提供するため、岐阜県危機管理部防災課の指導のもと、岐阜県国際交流センター「G I C」のフェイスブックにアクセスし、災害時多言語自動発信システムからの情報を受信できるようお願いしております。このシステムは、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語の6か国語での情報受信ができ、飛騨市災害対策本部からの避難情報等のみならず、河川の水位状況や生活関連情報、イベント情報等も受信できます。さらに、政府により日本に入国する外国人に対しては、プッシュ型情報発信アプリ「Safety Tips」を利用するように指導しています。これは14か国語で情報発信され、多くの外国人が利用していると伺っております。

いずれにしても、技能実習の外国人に対しては、今後の防災・避難について事業主との連携をさらに強化するとともに、行政区長等に対しては区の防災計画等において外国人居住者に対しても配慮していただくよう依頼を続けてまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○11番（前川文博）

今3点の答弁をいただきました。地域とか、日本語とか、防災ということで、答弁はどなたでもよろしいのですが、やさしい日本語という言葉が最後に出てきたんですが、これはどういうふうに外国人に伝えるのがやさしい日本語なのでしょう。そこをまずお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

G I Cで出しているやさしい日本語につきましては、例えば「洪水」という言葉については「川の水が多くなります。」、「あふれそうです。」、そういうような形で優しく伝えるということで設計されていると伺っております。ただ、細部については運営のほうが管轄しておりますので、そこまでの答弁とさせていただきます。

○11番（前川文博）

よくやさしい日本語というものが使われるんです。これは2日ほど前の新聞にも出ていたんですが、高山市で初企画ということで、外国人を雇う会社の従業員を対象にした「やさしい日本語講座」が12月1日に行われたと。例えば、書いてあるには、私たち日本人が物が食べれないときに、私、辛い物は苦手なんですけど云々かんぬんとなるんですけど、こういうのは、食べれません。あと、腰を下ろすは座る。手を貸してほしいときは、手伝ってなど、短い単語で分かりや

すく言うのがやさしい日本語だと、私もちらっと聞いているんです。私もさっき「やさしい、日本語」とあえて分けて言ったんですけども、短い単語にして言わないと、外国人の方はわーわーっと日本語が聞こえるだけで、何か分からないというのを聞きました。8月の研修会の際に、講師の方が日本人向けに言われたのは、最初に、分かりやすくしゃべってください。「はさみの法則」です。はっきり言う、最後まで言う、短く言うということで、これを守って伝えれば、ある程度聞き取ってもらえます、長々言わないということは言われましたので、私はこれがやさしい日本語につながっている話かなと思いました。本当は最後のほうで言おうと思ったんですけど、今ちょうど答弁の中で出たので、最初に話をさせてもらいました。

それで、日本語の話になるんですけども、市のほうでも今2つほど補助制度があって会社で利用したりということであったんですけども、会社で利用してやっているとありますし、私が聞いたのは、技能実習生で来ている方は費用負担が出るので会社でやれば参加する、そういう学ぶ機会があるんですけど、会社のほうでそういうことがないとなると、ほとんど日本語を勉強する機会がないという話があったんです。そういう方々は、地域にも話せないから出てこないという状態になると、隣の家に住んでいる方はどこの人かなというのもあったりするんです。例えば市のほうで、1回500円とかで市主催の日本語教室を各地でやって、そういう方々に参加していただくとか、会社も関係なしでできるようなシステムとか、そういったことは考えられませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今、前川議員にご提案いただいたやり方も1つの方法ではあると思います。これからも外国人労働者を雇用していらっしゃる事業者を通じて、外国人の皆さんのニーズもお聞きした上で検討してまいりたいと思います。

○11番（前川文博）

ぜひ検討していただいて、やっていただきたいなと思います。日本人にも分かったりとか、やさしい日本語ということがまず基本になると思いますので、そこをやっていただきたい。

それから先ほど、2点目の地域とのつながりの中で、文化の交流とか、料理とか、茶道という話が出てまいりました。スキーとか雪関係で日本の文化を知ってもらうということであって、多文化共生交流会というところでも、昨年は7月1日に神岡町でインドネシアの料理作り体験とか、そういうことをやられています。神岡町の喫茶店で外国人の方が、ギターを持ってきて自分のところの音楽を弾いたりとか、いろいろなことを神岡町の中でやられているんですが、相互理解、外国人の方に日本のことを教えるのもいいんですけど、外国の方の文化をまず知って、その方はどういう地域からどういう文化を持っていらっしゃるのかなということを知る機会も必要だと思っておりますが、相手の方の文化を日本人に広めていくということは、何か検討されますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議員おっしゃるとおり、双方向での取り組みが必要かなと思われまます。先ほどご答弁の中でも申し上げましたが、民間の方々の中で意欲的にいろいろと交流の機会を設けていらっしゃいます。

そういう方々の会におきましてはですが、議員ご承知のとおり、日本の文化を学ぶということもありませんし、外国の文化を日本に知ってもらおうということもやっております。そこはおっしゃるとおり双方向からの取り組みが必要であるというふうに考えております。外国の文化を日本人も学ぶということが重要だということをおっしゃりましたけれども、先ほど答弁申し上げたように、一般的な講演会とか、学校での講演というか、そういった機会もつくっていききたいなというふうに考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。その双方向でぜひやっていただきたいなと。特にいろいろなイベントとかをやると、市のほうがやったとか、そういう計画をしたというのがあるんですけど、そういうふうではなく、お互いが知るためにこういうのができたというイベントができるが一番いいと思いますので、その辺は考えていただきたいなと思います。

外国人のキーパーソンという話もしましたが、ALTの方も話是可以ですけど、自分のお金でまた日本語教室に通ったりということもあるんです。これは教育委員会のほうになってしまうのであれなんですけど、こういった方にもぜひ日本語をもっとしゃべってもらって、ほかの技能実習生の方とかを引っ張って行っていただきたいと思うんですけど、そういったところにもサポートは商工観光部のほうでは無理ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほども出ましたように、市内にいらっしゃる外国人労働者の方はベトナムとかインドネシアの方が多くということはお話ししました。一方、ALTはカナダですとか、アメリカなどから来ていらっしゃる方が多いので、そこでのすり合わせがどうかというところはございますが、また教育委員会のほうとも情報交換をしながら、サポートしていただける部分が出てくるのであれば、そういったところでは考えていきたいと思っております。

□企画部長（森田雄一郎）

少し補足をさせていただきたいと思っております。ALT関係ではないんですけども、議員からキーパーソンというお話が出てまいりました。先ほども民間の方々で市内にはたしか4名、いろいろと活動されていらっしゃる方がいます。一緒に就いたところでもございまして、キーパーソンの方と一緒に企画をするというところまで行けてないのかもしれませんが、岐阜県の多文化共生推進員の方が古川町にいらっしゃいますけれども、その方も外国人の方と一緒に、おっしゃるようなキーパーソンかもしれませんが、そういう交流の場の企画段階から一緒にやっていくことがとても重要だということをおっしゃっておりますので、そういったやり方も重要だということで、これから多文化共生の取り組みを進めていければなと思っております。

○11番（前川文博）

そういうふうに進めていただきたいなと思います。

今いろいろと話をしましたけれども、飛騨市がこの先、多文化共生社会の実現に向けて取り組む姿勢を強化していければ、外国人の方が安心して暮らせるまちづくりを進めることができると思いますし、地域全体の魅力を高めることもできると思います。全国のモデルケースになるような

ことを期待して、この先を期待しています。

これで一般質問を終わります。

〔11番 前川文博 着席〕